

春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）に対する 市民意見募集結果について

1 市民意見募集

- (1) 募集期間 平成20年11月15日（土）～12月15日（月）
- (2) 募集方法 広報11月15日号で記事を掲載し、ホームページ及び各ふれあいセンター等公共施設において「春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）」を公表し、Eメール、ファックスなどで意見を募集しました。

2 市民意見数

意見提出者 7名 23項目

3 意見内容

(1) 第2章 計画の基本的な考え方

ページ	ご意見
中間案 P 7 現案 P 7	第2章計画の基本的な考え方では「障がいのある人」という表現を用いているので、計画の基本目標も『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』にした方がよいのではないか。
中間案 P 10 現案 P 10	重点課題「地域生活支援の充実」の中で、「児童デイサービスなど日中活動の場となる通所通所施設の利用促進を図ります。」とあるが、利用促進だけでなく、利用できるための施設の充実をまず図る必要があるのではないか。
中間案 P 11 現案 P 11	重点課題「障がいのある人の自立支援」の中で、福祉分野からの発信で特別支援教育の推進がどこまでできるのかが不明確。教育委員会との連携や実現可能な方策の提示が必要ではないか。

(2) 第3章 障がい者の推移と推計

ページ	ご意見
中間案 P 1 5 (P 4) 現案 P 1 5 (P 4)	計画の対象範囲を6つ(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・障がい児・難病患者)に分けているが、第3章以下4つ(各手帳所持者・自立支援医療受給者)に分けており、わかりにくい。他の2つのものについても、データを記載してほしい。
中間案 P 1 7 現案 P 1 8	各手帳所持者の推移と推計の所に手帳所持者全体の推移と推計の表があったほうが理解の助けになるのではないかと。

(3) 障がい者福祉施策の推進

ページ	ご意見
中間案 P 2 5 現案 P 3 2	早期発見・早期療育体制の確立というのが不明確。どのようなシステムで子どもの療育支援を実施していくのかわからない。
中間案 P 3 0 現案 P 3 5	現在、学校の都合で、手足の障がいや発達障がいなどがある子ども達が親子通学しているのを見かける。早期に支援してほしい。
中間案 P 3 2 現案 P 3 8	ジョブコーチをもっと様々な職場で利用できるようにしてほしい。また、事業主や、上司となる人たちに対し障がいへの理解を深めるセミナーや勉強会をしてほしい。
中間案 P 3 6 現案 P 4 2	サービス内容のわかりやすい情報提供に努めてほしい。

(4) 第5章 障がい福祉サービスなどの現状と推計

ページ	ご意見
中間案 P 4 8 P 5 8 現案 P 5 4 P 6 6	障がい福祉サービスなどの現状と評価や見込み量の表中、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援がひとくくりになっているので、分けてほしい。

中間案 P 5 1 現案 P 5 7	地域活動支援センター事業の利用実績が、必要な見込み量を上回っているにもかかわらず、地域活動支援センターのことが、施策の中に記載されていない。認知度をあげるためにも具体的施策の中に入れるべきではないか。
中間案 P 5 8 現案 P 6 6	見込み量を挙げたならば、必要としているサービスをどうしたら適切に利用できるか考え実行してほしい。
中間案 P 5 9 現案 P 6 7	地域における居住の場として、ケアホームを利用するために、宿泊体験を計画に盛り込んでほしい。

(5) 第 6 章 計画の推進

ページ	ご意見
中間案 P 6 5 現案 P 7 3	「地域自立支援協議会の活動等を市民に報告する」「計画の進行管理の状況は市民に報告する」を加えてもらいたい。
中間案 P 6 5 現案 P 7 3	人材の育成・確保の中で、「福祉マンパワーの育成」「潜在的な有資格者の活用」などがあるが、この具体策を入れてもらいたい。
中間案 P 6 5 現案 P 7 3	この計画の検証方法が明記されていない。この計画をこれからの 5 年間でどのように取り組み、実施し、その問題点となるべき課題が何であるかを、どのように検証していくのかを明確にすべきである。

(6) その他

ご意見
地域活動支援センター事業の利用促進を図るためには、年齢による利用量の制限撤廃や申請の手続きを簡略化するなどして、本人の希望に沿ったサービスが利用できるようにしなければならない。
軽度の発達障がいのある人に対しても、通学する練習、通勤する練習の移動支援を認めてほしい。
特別支援コーディネーターは学校の先生の兼任ではなく、専任を置いてほしい。

特別支援教育支援員の配置について、保護者又は本人の申請により普通学級でも配置できるようにしてほしい。
市役所に手話通訳者を毎日設置してほしい。
ヘルパーの不足から行動援護が利用できない。
高校3年生の時期に一般の学校等に通学している生徒に対しても、職場体験、実習の期間を与えてほしい。